

ゆきとどいた教育はゆとりある働き方でこそ 小手先の対策よりも抜本的な教職員定数増を！！

「1年単位の変形労働時間制」で長時間過密労働は解消される？

1年単位の変形労働時間制とは？

1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の所定勤務時間（勤務しなければならない時間）を延長し、「閑散期」の所定勤務時間を短縮する制度です。地方公務員は制度の対象外となりますが、文科省は、地方公共団体の判断によって、学期中の所定勤務時間を1時間延長し、長期休業中を短縮することができるよう法整備しようとしています。

文科省は「ふだんは忙しいが、夏休みには休める」ことを教職の魅力として押し出そうとしていますが、「夏休みもさまざまな業務があつて休めない」「ふだんの時間外勤務を覆い隠すだけ」「所定の勤務時間に新たな業務が入り、今よりもっと帰りが遅くなってしまう」「保育や介護のある教職員にとっては、働き続けることができるかどうか切実な問題」など、疑問の声が上がっています。

業務時間を記録しても意味がない？→いいえ、大きな意味があります！！

業務時間の記録は、長時間過密労働を解消していくための第一歩です。

① 「多すぎる仕事を減らせ」という要求の根拠になります。

→県教組の運動により、「時間外業務時間」の状況が業務改善の大きな指標となっています。業務時間を過少申告してしまうと、「業務改善が進んでいる」と判断されてしまう恐れがあります。

② 「教職員を増やせ」という世論をつくる出発点になります。

→教職員の膨大な時間外労働の実態は、社会的な問題として取り上げられるようになってきました。しかし、国や県は「財政難」を理由に、教職員の増員には後ろ向きです。私たちが、自らの長時間過密労働の実態を明らかにすることで、大きな世論をつくり、財政当局を動かすことにつながっていくのです。

県教委や市町教委も、勤務実態を正しく把握するために、休日の業務時間も記録すべきものと回答しています。部活動、授業や行事の準備、学級事務など、休日出校分もきちんと記録しましょう。

私たち全教・県教組はこう考えます

教職員の働く条件は、そのまま豊かな教育を保障するための教育条件！

「学校における働き方改革」が声高に言われていますが、そこには教職員定数の抜本的改善などの教育条件整備はふれられていません。私たちは長時間過密労働解消のためには、教職員定数を抜本的に改善し、少人数学級を小学校から高校まで実現すること、教員一人の持ち授業時間数に上限を設定し、子どもたちの教育に必要な不可欠な授業準備や研修の時間を確保することこそ必要だと考えています。

また、給特法の「時間外勤務を命じない」とする原則を堅持しながら、発生した超過勤務に対しては労働基準法に基づく時間外手当を支給できるよう法改正し、必要な予算措置を行うことも求めています。



県教組は、みなさんから寄せられた実態をもとに、誰もが人間らしく働くための労働条件改善や、すべての子どもたちの学習権を保障するための、ゆきとどいた教育条件整備を求める取り組みをすすめています。ぜひともアンケートにご協力下さい。

※アンケートはお近くの県教組組合員に提出して下さい。
問い合わせ先：山口県教職員組合
TEL：083-922-1214

押しつけ業務を減らし、
教職員の裁量で使える時間の確保を